

保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における緊急時の選定療養費徴収の運用の中止を求める陳情

【陳情趣旨】

茨城県で2024年12月2日から、救急搬送における選定療養費の徴収が運用開始された。徴収対象となる医療機関（22の大病院）に救急搬送された患者のうち、医師が緊急性なしと判断した場合に選定療養費を徴収することで、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持することを目的としている。2024年12月から2月までの3か月間の徴収件数は940件で、救急搬送に対する平均徴収率は4.2%となっている。

県が行った検証では、救急電話相談#8000において「救急車を呼んで」との判断だった場合でも、搬送先で選定療養費が徴収された事案が報告されている。

また、知事は2025年第1回県議会定例会において「小児や交通事故に遭われた場合でも、特定の集団を徴収対象から選定療養費を一律に除外することはしない」と答弁しており、現ガイドライン下で学校や福祉施設からの救急搬送も選定療養費の徴収対象となっている。

福祉や教育の現場では、苦痛や症状を的確に伝えられない場合も多い子どもや高齢者、障がい者の特性を鑑みると、救急車要請が必要かどうかの判断は非常に難しく、職員や教員に判断の責任がのしかかってくる。選定療養費を気にかけて救急搬送を躊躇してしまい、万一手遅れになることは絶対に避けなければならない。

以上のことから、現場の職員や教員が救急車要請が必要だと判断した場合に、ためらうことなく救急要請ができるよう、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、茨城県知事に対して意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

【陳情項目】

1 緊急時の選定療養費徴収において、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設での現状を把握するとともに、運用を中止してください。

2025年6月3日

提出者

新日本婦人の会ひたちなか支部

支部長 人見 幾子

茨城保健生活協同組合ひたちなか支部

支部長 佐藤 俊宏

ひたちなか市 255-204

ひたちなか市 16-2

ひたちなか市議会議長 薄井宏安殿



保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における緊急時の選定療養費徴収の運用の中止を求める意見書（案）

茨城県で2024年12月2日から、救急搬送における選定療養費の徴収が運用開始された。徴収対象となる医療機関（22の大病院）に救急搬送された患者のうち、医師が緊急性なしと判断した場合に選定療養費を徴収することで、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持することを目的としている。2024年12月から2月までの3か月間の徴収件数は940件で、救急搬送に対する平均徴収率は4.2%となっている。

県が行った検証では、救急電話相談＃8000において「救急車を呼んで」との判断だった場合でも、搬送先で選定療養費が徴収された事案が報告されている。

また、知事は2025年第1回県議会定例会において「小児や交通事故に遭われた場合でも、特定の集団を徴収対象から選定療養費を一律に除外することはしない」と答弁しており、現ガイドライン下で学校や福祉施設からの救急搬送も選定療養費の徴収対象となっている。

福祉や教育の現場では、苦痛や症状を的確に伝えられない場合も多い子どもや高齢者、障がい者の特性を鑑みると、救急車要請が必要かどうかの判断は非常に難しく、職員や教員に判断の責任がのしかかってくる。選定療養費を気にかけて救急搬送を躊躇してしまい、万一手遅れになることは絶対に避けなければならない。

以上のことから、現場の職員や教員が救急車要請が必要だと判断した場合に、ためらうことなく救急要請ができるよう、下記事項を要請する。

記

- 1 救急時の選定療養費徴収において、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設での現状を把握するとともに、運用の中止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年6月 日

ひたちなか市議会

茨城県知事あて

ひたちなか市立新中央図書館 基本設計図書（概要版）

2025 年 5 月 ひたちなか市

■計画概要

□敷地概要

施 設 名 称：ひたちなか市立中央図書館

地 名 地 番：茨城県ひたちなか市石川町地内 25 番、25 番 3

敷 地 面 積：30,174.55 ㎡（内 . 図書館計画範囲：約 9,000 ㎡）

用 途 地 域：第 2 種住居地域

指 定 建 蔽 率：60％（都市公園法：15％）

指 定 容 積 率：200％

地 区 計 画：石川・青葉地区地区計画

防 火 指 定：指定なし

道 路 幅 員：北側：11m、西側：8 m、南側：8m、東側：6 m

□建築計画概要

施 設 用 途：図書館法第 2 条第 2 項に規定する公立図書館

建 築 面 積：約 3,500 ㎡

延 べ 面 積：約 4,500 ㎡

容 積 対 象 面 積：約 4,500 ㎡

容 積 率：約 15％＜許容：200％

建 蔽 率：約 12％＜許容：15％

建 築 物 の 高 さ：GL+9.5m

最 高 高 さ：9.5m＜許容：10m（地区計画）

構 造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

階 数：地上 2 階

駐 車 台 数：約 120 台（車椅子使用者用 3 台含む）

駐 輪 台 数：約 80 台

エ レ ベ ー ター：乗用 2 台

収 蔵 可 能 冊 数：約 40 万冊

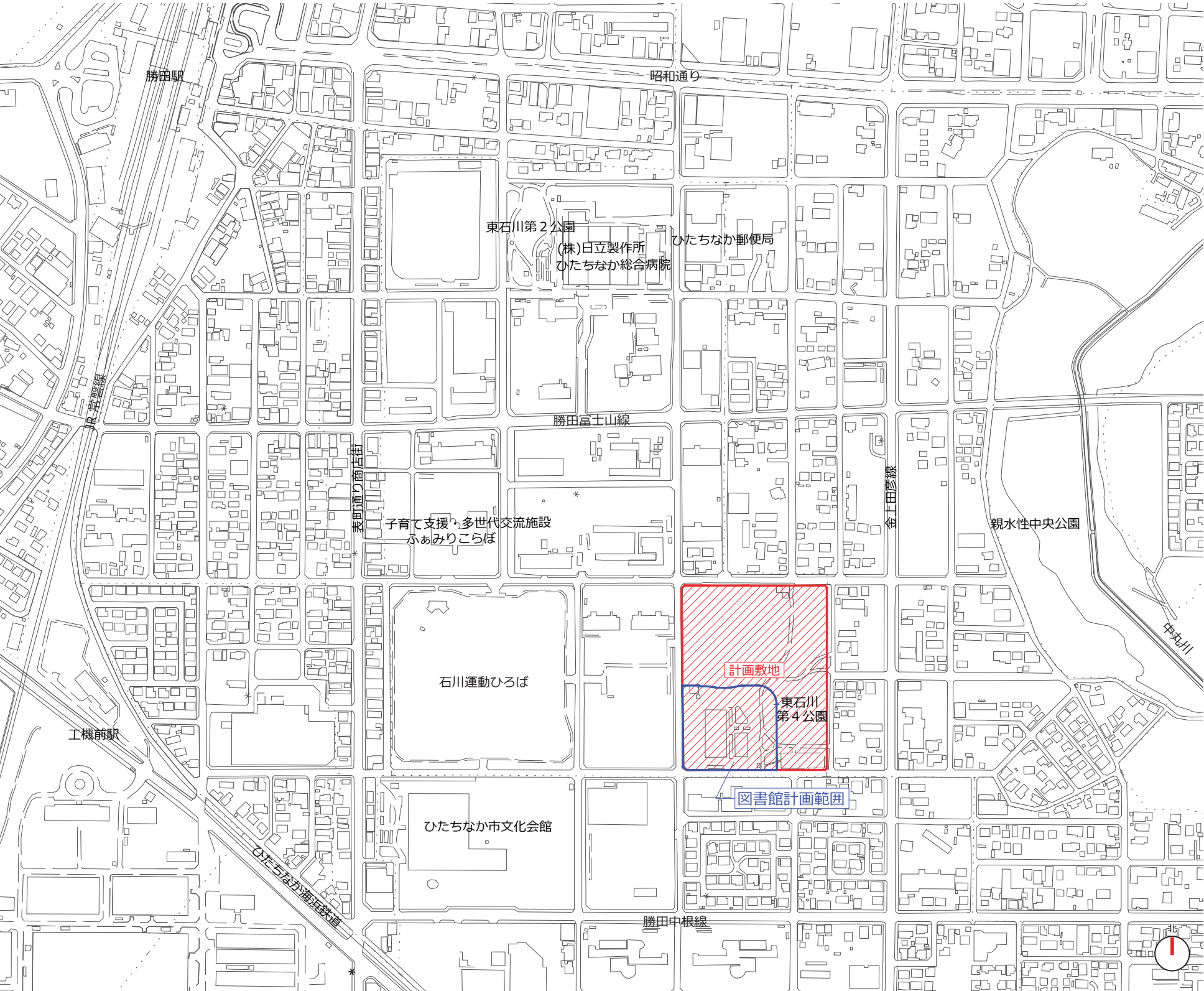
座 席 数：約 450 席

省 エ ネ 適 合：ZEB Ready

□事業スケジュール

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
工程	基本設計	実施設計	発注	新築工事	移転 開館

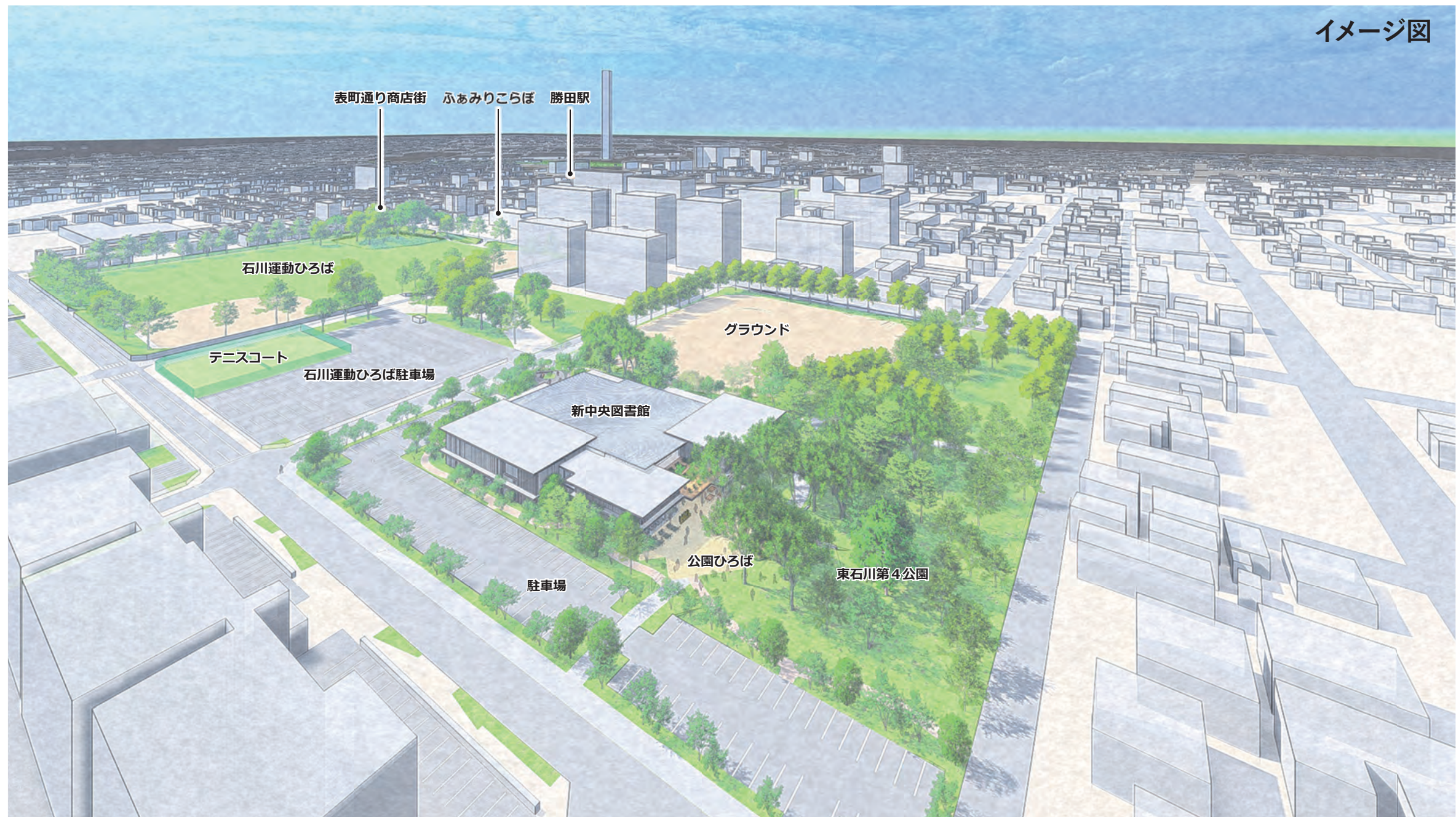
□案内図



■ 設計コンセプト

心地よい緑の中で、ひたちなかの魅力に出会える、交流・情報・創造拠点

- 1 公園との一体的な整備を活かした、まちとつながる図書館
- 2 "人の活動・まちの情報・新たな本" と出会える「シビックリング」を骨格とした図書館
- 3 様々な活動が独立しつつ共存できる、誰もが安心して利用できる図書館



イメージ図

新中央図書館のイメージ
※今後の検討により、一部変更が生じる可能性があります。

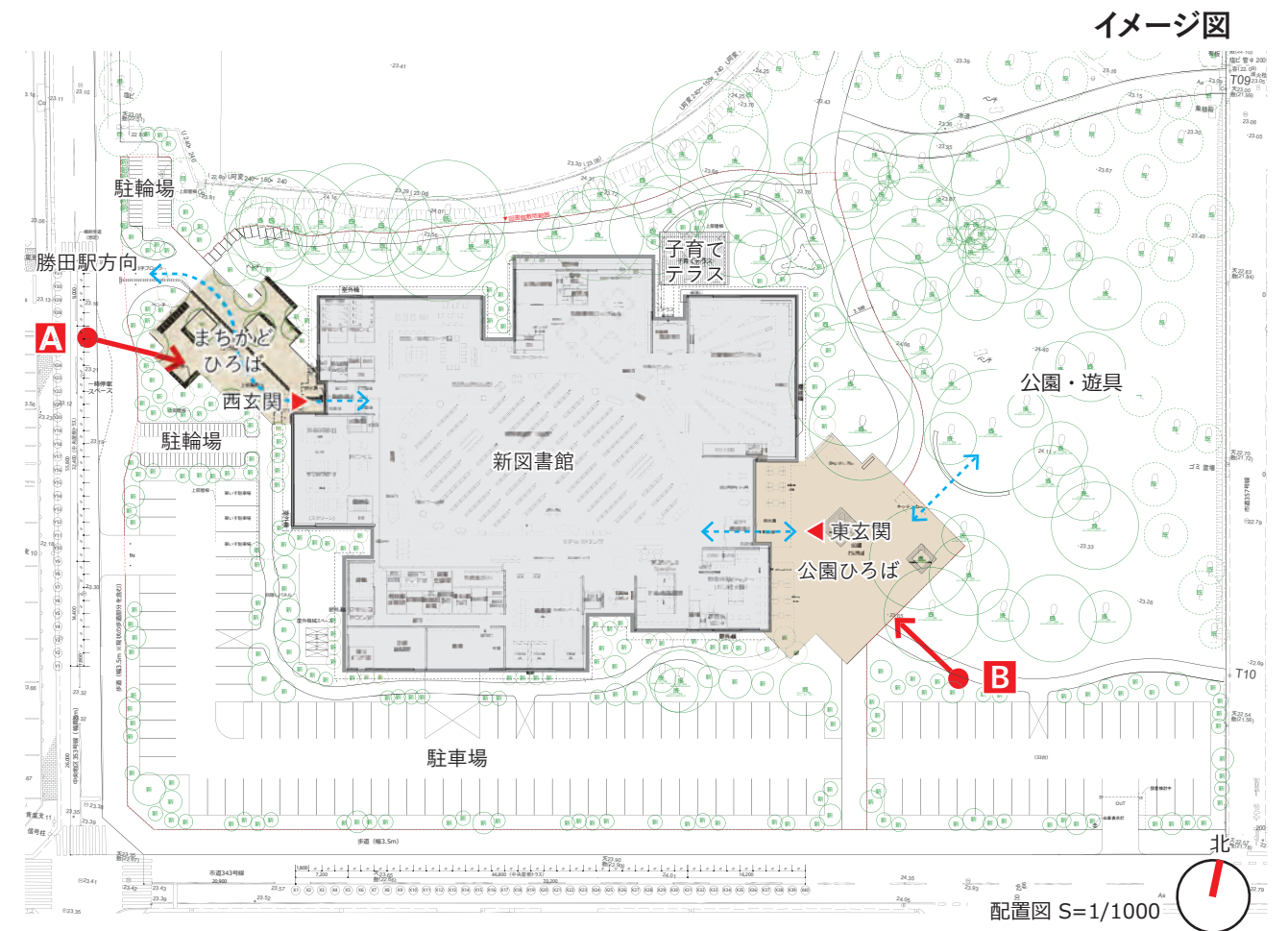
1 公園との一体的な整備を活かした、まちとつながる図書館

1. 緑・光・風あふれる快適な図書館

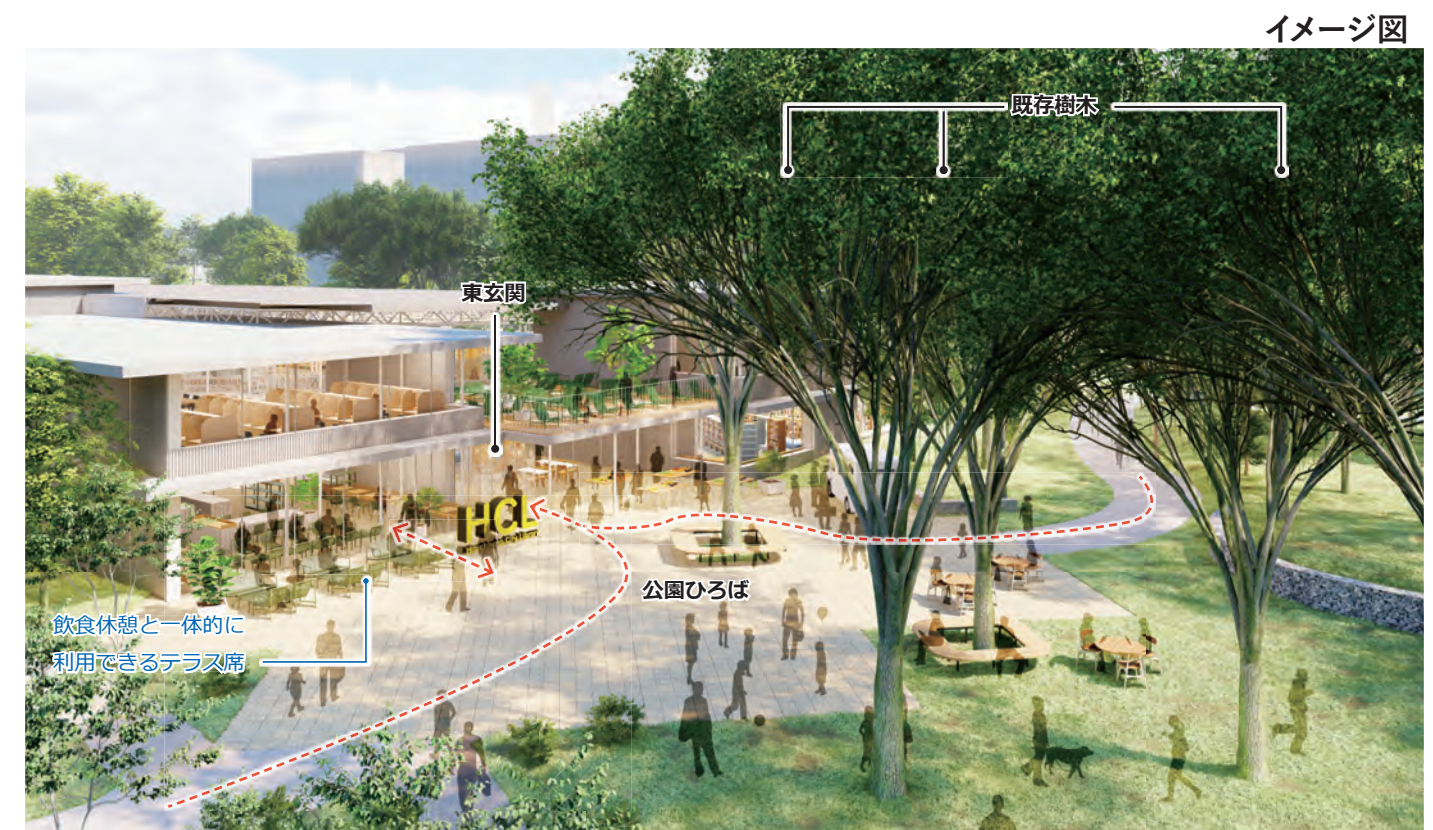
- ・既存樹木を活かしつつ敷地内に樹木を適切に配置し、館内のどこからでも公園の緑豊かな景観が感じられる計画とします。
- ・年間を通して安定した間接光が得られる北側の自然採光を生かした、明るく快適な館内環境を形成します。
- ・公園の涼しい風や新鮮な空気、木々が揺れる音が感じられる、公園と一体的な図書館ならではの環境づくりを行います。

2. まちとつながる2つの広場

- ・勝田駅（北西）および公園（南東）からのアプローチ空間に「まちかどひろば」「公園ひろば」の2つの広場を設けます。図書館や公園と連携した様々なイベントが可能なスペースとすることで、中心市街地の活性化にも貢献します。
- ・広場はゆとりあるスペースを確保することで、くつろいで過ごせ、マーケット、コンサートなど、様々なイベントが開催しやすい設えとします。



A 勝田駅方向からの人を受け入れるまちかどひろばのイメージ（敷地北西から）
※今後の検討により、一部変更が生じる可能性があります。



B 公園と一体利用できる公園ひろばのイメージ（敷地東側から）
※今後の検討により、一部変更が生じる可能性があります。

2 "人の活動・まちの情報・新たな本"と出会う「シビックリング」を骨格とした図書館

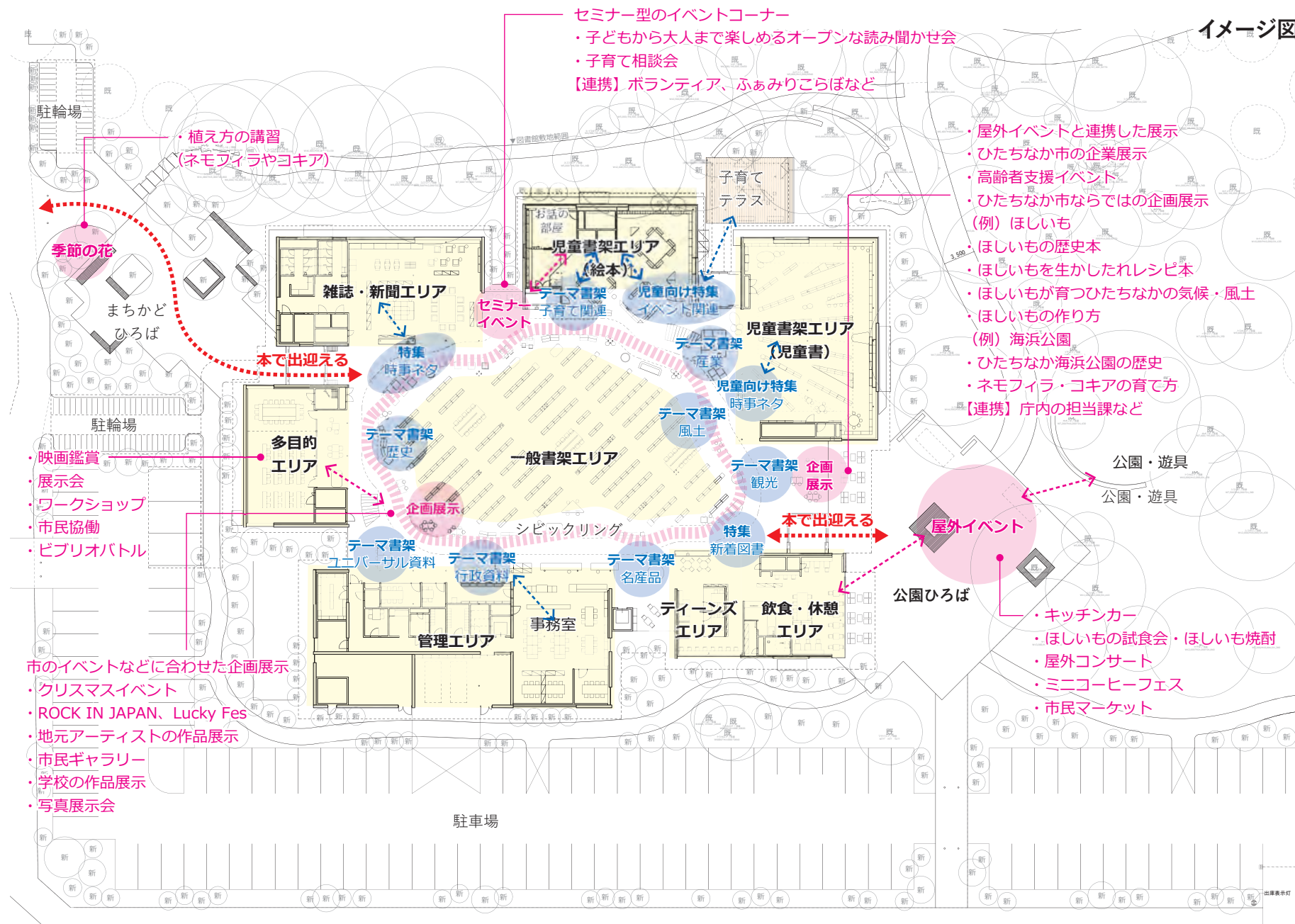
1. 人・まち・本との出会いを生む

- 中央の書架をリング状に囲み、まちの魅力＝「人の活動・まちの情報」に出会える回遊空間＝シビックリングを計画します。
- 人々の活動やまちの情報と一緒に、それをより深く知ることができる様々な情報コーナー（関連本やデジタル情報）を設け、シビックリングを巡れば、ひたちなかの魅力に出会える図書館をつくれます。

2. 市民ワークショップで生まれた"市民のアイデア"を生かした活動・展示空間

- 市民ワークショップで生まれた市民のアイデアを生かした、ひたちなかの市ならではの活動・展示がシビックリングで行える計画とします。
- 日常時・イベント開催時に合わせて家具を移動でき、空間を自由にカスタマイズできる設えとします。
- 市民自らが企画したり、展示ができる仕組みや、市民団体や行政が連携した運営を検討します。

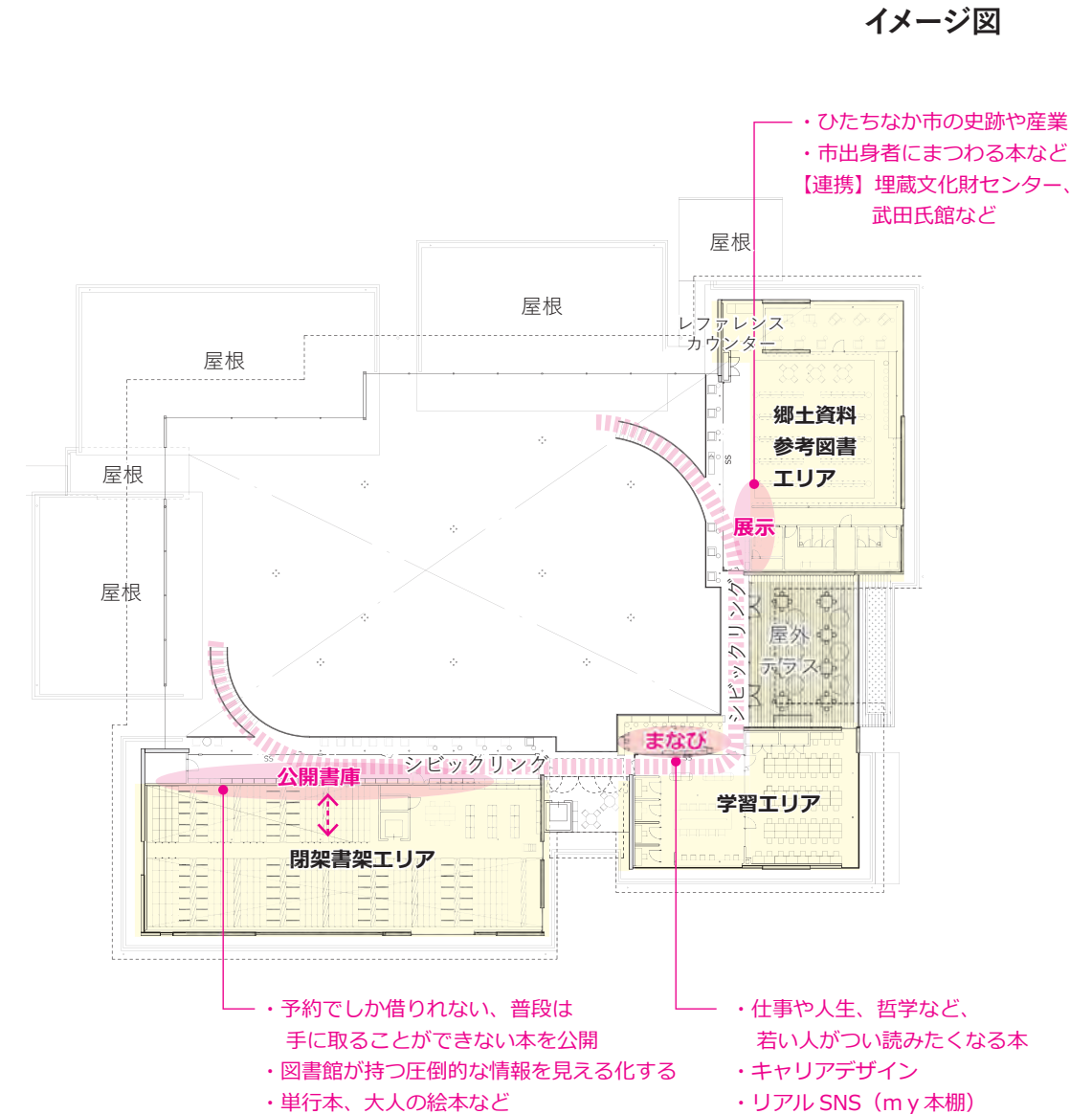
■市民ワークショップで生まれたアイデアを生かしたシビックリングの活動イメージ



1階平面図

※今後の検討により、一部変更が生じる可能性があります。

イメージ図



イメージ図

2階平面図

※今後の検討により、一部変更が生じる可能性があります。

北
平面図 S=1/600

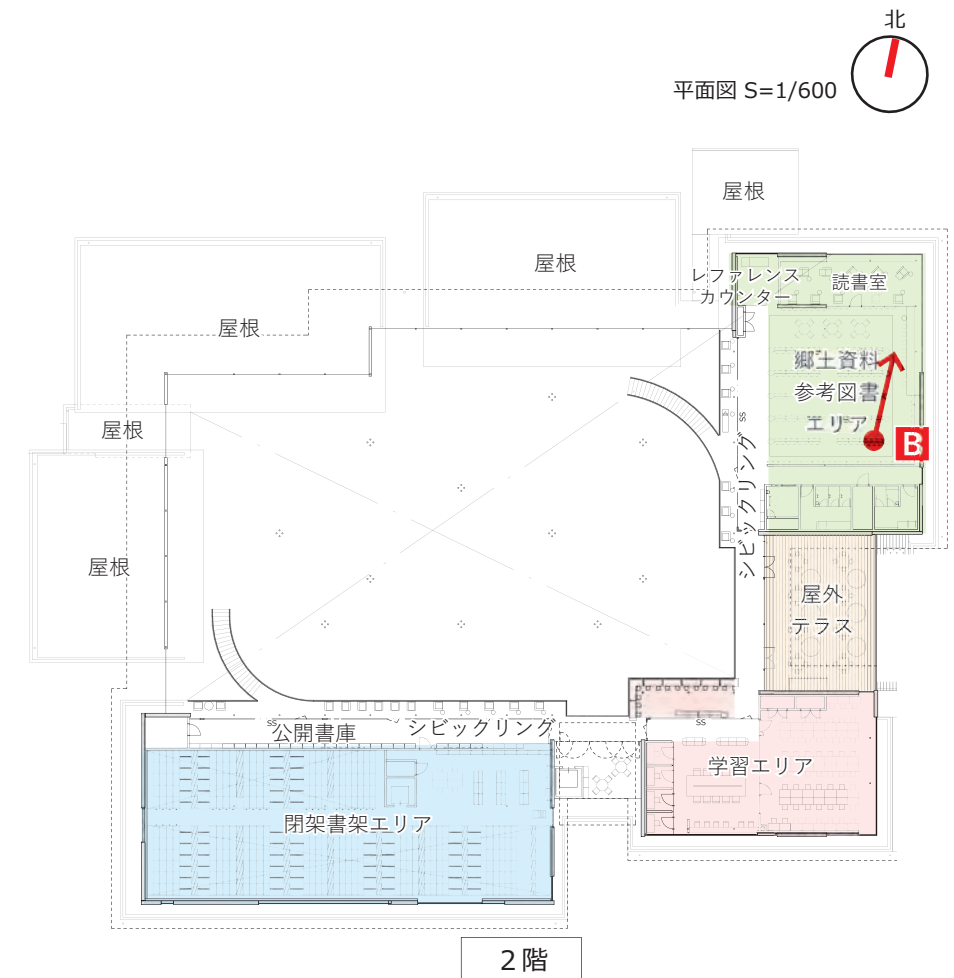
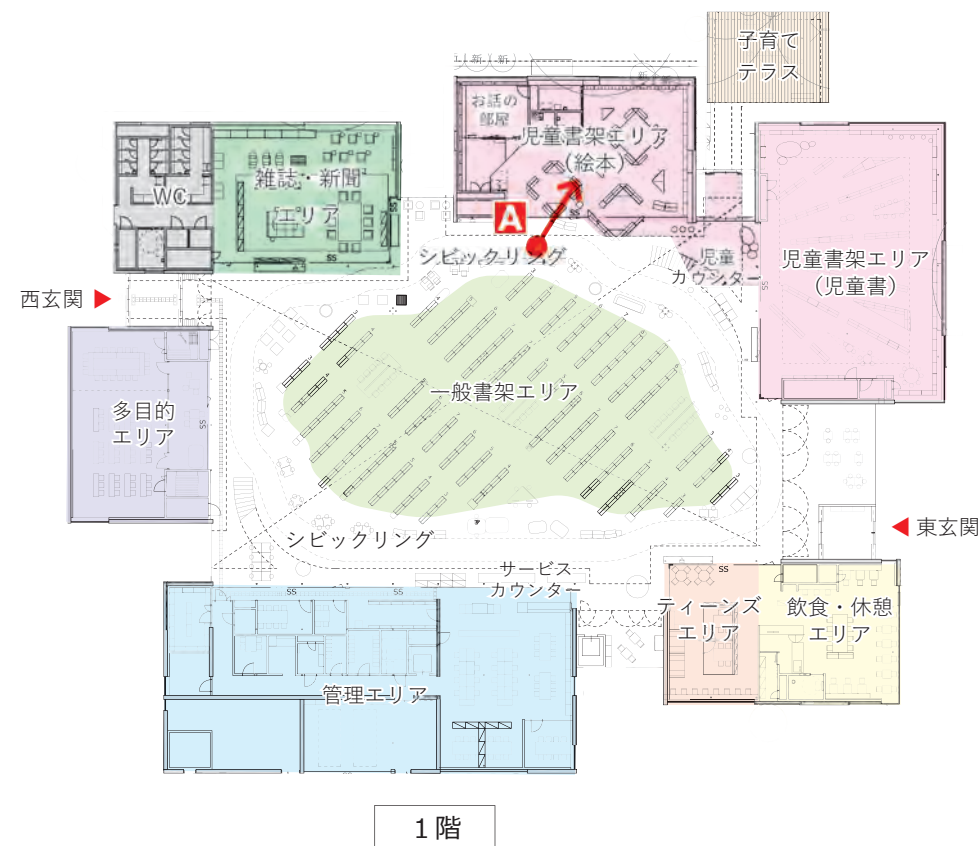
3 様々な活動が独立しつつ共存できる、誰もが安心して利用できる図書館

1. 中央に開架書架、外周部に各活動エリアを分散配置

- ・全ての人がアクセスしやすく、日射など外からの影響を受けにくい施設中央に一般書架を配置します。
- ・施設内を8つの活動エリア（雑誌・新聞、児童書架、多目的、管理・閉架書架、ティーンズ、飲食・休憩、学習、郷土資料・参考図書）に区分し、各活動エリア間の相互利用を考慮しつつ、適度な距離で外周部に配置します。
- ・各エリアの独立性を高めることで、賑やかに遊びたい子どもや、静かに本を読みたい大人等、それぞれの活動特性に適した環境づくりを行います。

2. 見通しの良い大きなワンルーム空間

- ・中央の一般書架エリアは、吹抜を設けた高天井とし施設全体が見渡せる開放的な空間とします。
- ・図書館ならではの本の世界観や、多世代の様々な活動が見えることで、本や人との偶発的な出会いを生み出します。
- ・各エリアの見通しを良くし、誰もが安心して利用できる空間づくりを行います。
- ・シビックリングを2階までつなげ、2階の積極的な利用を促進し、郷土資料や公開書庫に並ぶ様々な資料など、図書館が持つ知との出会いを生み出します。



イメージ図



A 親子で安心して楽しめる児童書架エリアのイメージ
※今後の検討により、一部変更が生じる可能性があります。



B 公園の景観を楽しみながら、ゆっくりと本を読める2階郷土資料・参考図書エリア (2階) のイメージ
※今後の検討により、一部変更が生じる可能性があります。

■内観イメージ



全体のイメージ

イメージ図



シビックリングのイメージ



A 西玄関前



B 雑誌・新聞エリア前



C 児童書架エリア（絵本）前



D 児童書架エリア（児童書）前



E 公園ひろば・展示スペース前



F 東玄関前



G サービスカウンター前



H 多目的エリア前

※今後の検討により、一部変更が生じる可能性があります。

■平面計画（各階平面）

□ゾーニング・フロア構成

- ・勝田駅側、公園側の両面から利用できるよう、東西それぞれに玄関を配置します。
- ・中央に一般書架、外周部に各活動エリアを配置し、その間の回遊空間にシビックリングを設けます。
- ・1階のワンフロアに子どもから大人までを対象とした書架を配置することで、親子連れでの利用しやすさを高めるとともに、世代にとらわれない本との出会い、交流を創出する計画とします。
- ・1階は児童書架エリア（絵本・児童書）、飲食休憩エリアなど賑わいのある空間、2階は学習室や読書室など静かな環境が求められる空間を配置し、空間ごとにふさわしい音環境を形成します。

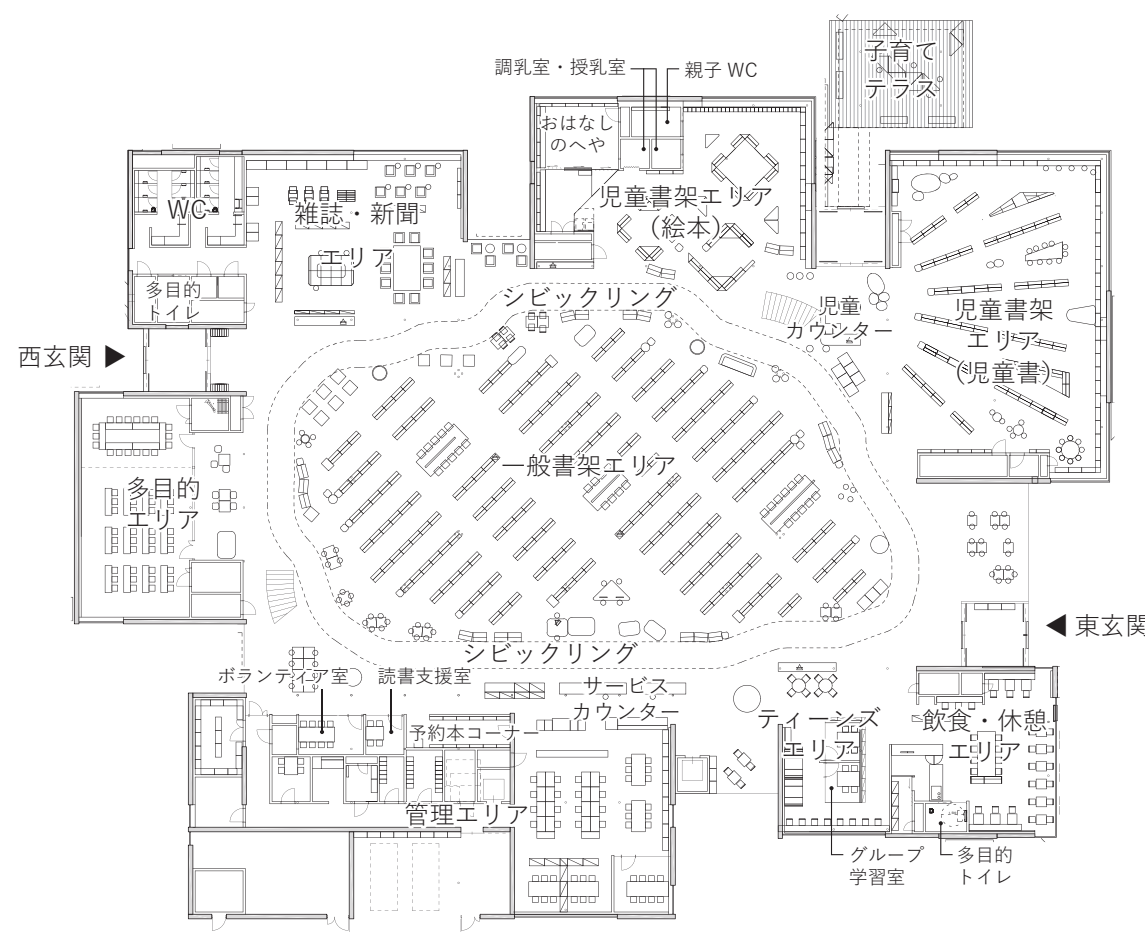
□1階

- 一般書架エリア
 - ・どこからでもアクセスしやすく、本を探しやすい書架配置とします。
 - ・シビックリングの展示や特集などとあわせ、偶然の新たな本との出会いも創出します。
- 多目的エリア
 - ・西玄関に近接配置し、講演会や映画鑑賞、各種イベント時の大人数のスムーズな移動に配慮します。
- 雑誌・新聞エリア
 - ・幅広い世代が気軽に利用できる図書館となるよう、西玄関から入ってすぐの場所に、手に取りやすい雑誌や新聞を配置します。
- 児童書架エリア（絵本・児童書）
 - ・幼児向けの絵本エリアと児童向けの図書エリアを分けて配置しつつ、隣接させることで、成長に合わせた利用の移行もしやすい計画とします。

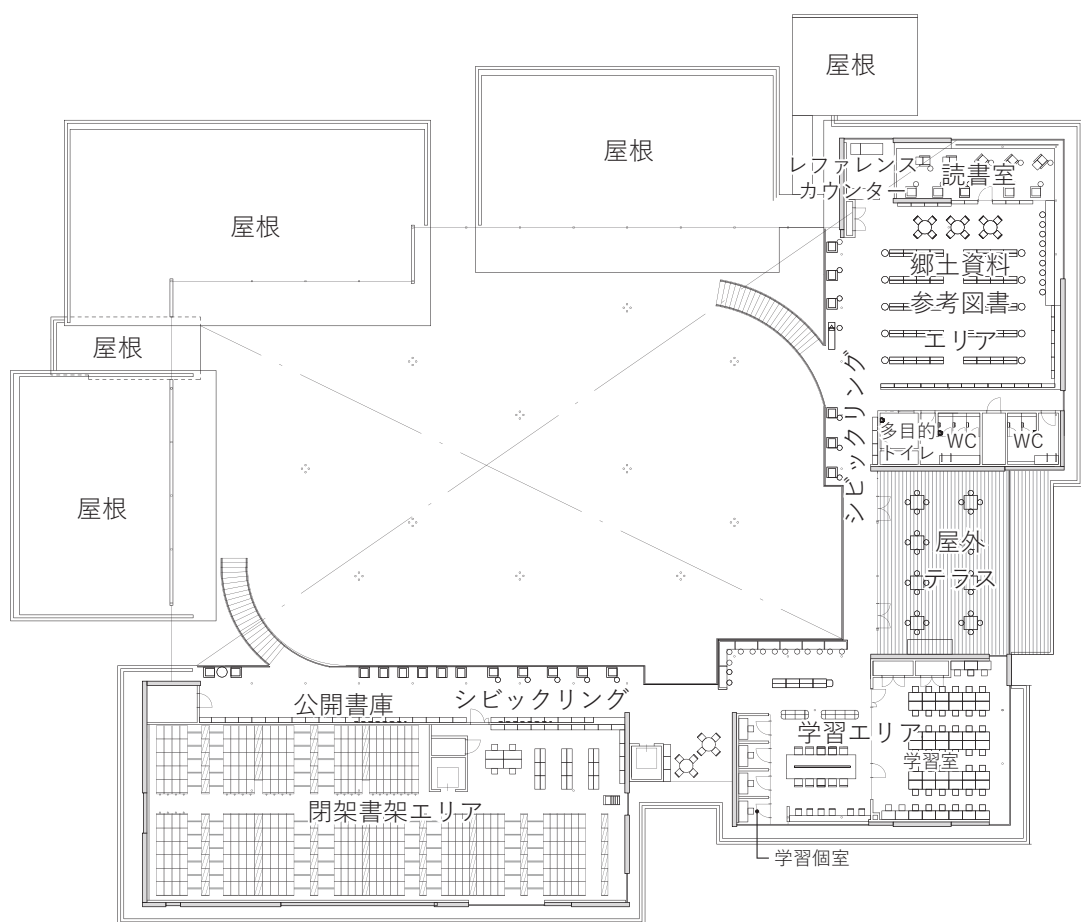
- ・絵本エリア内には、靴を脱いで利用できる小上がりやおはなし会を開催できる「おはなしのへや」を配置します。
- ・絵本エリアと児童図書エリアの間に屋外に出られるテラスを設けます。
- 飲食・休憩エリア
 - ・公園ひろばに面した明るく開放的な環境で、飲食ができるスペースを計画します。
- ティーンズエリア
 - ・ティーンズ向けのエリアにグループ学習室やボックス席を設け、ティーンズが安心して利用できる空間を整備します。
- 管理エリア
 - ・施設のどこからでも見えやすい位置に総合カウンターを設け、利用者がアクセスしやすい環境を整えます。
 - ・図書館ボランティアの方の打ち合わせなどに利用できる部屋や自分自身で予約本を受け取れる予約本コーナーを整備します。

□2階

- 郷土資料・参考図書エリア
 - ・落ち着いた空間のなかで、郷土に関する資料や参考図書を使った調べものができるスペースを整備します。
- 読書室
 - ・特に静かな環境下で落ち着いて本読みたい方のための部屋を整備します。
- 学習エリア
 - ・オープンな学習席に加え、静かな環境で学習ができる学習席や個人で利用できる学習個室など、様々な学習スペースを整備します。
- 公開書庫
 - ・吹抜けを介して見える位置に壁面書架を設け、図書館に入った時から、図書館が所蔵する沢山の資料を目にすることで、その世界観を感じることができる計画とします。



1階



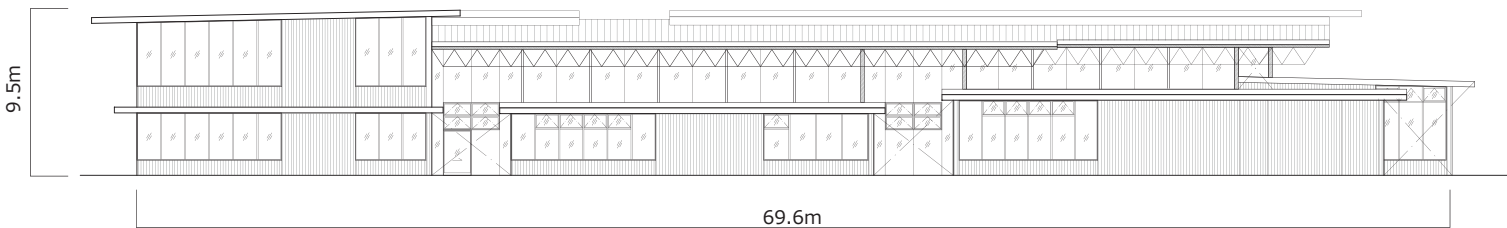
2階

■立面計画

□外観

- ・建物の色合いやデザインは、公園内の緑など、周辺の景観に調和した計画とします。
- ・外壁の一部をリブ形状とすることで、周辺環境に馴染み、上質感も感じられる計画とします。
- ・熱効率や整備コスト、資料の日焼けなどを考慮し、日射負荷が高い南側・西側は壁面を主体とし、日射負荷が低く、公園への景観が望める北側・東側はガラス面を主体とした計画とします。

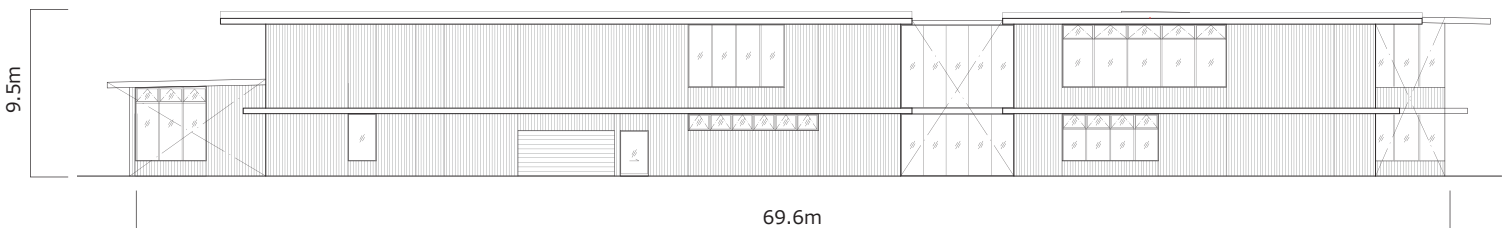
□立面イメージ



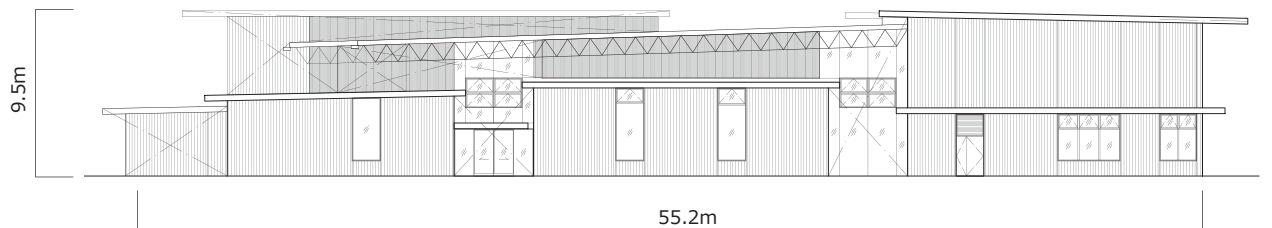
北立面図



東立面図



南立面図



西立面図

立面図 1/400

■環境計画・ユニバーサル計画

□環境計画

- ・高断熱化、高効率機器の採用等により省エネ化を図り、ZEB Ready（基準値に対する1次エネルギー消費量の削減率 50%以上）の認証を取得します。
- ・外壁や窓、屋根は、高断熱化により高い外皮性能を確保するとともに、庇による日射遮蔽を行い、室内への日射負荷を低減します。
- ・自然採光をなるべく取り入れつつ、照明は LED 照明を採用し、消費電力を削減します。
- ・個別空調と放射冷暖房を効率よく併用した空調計画とすることで、省エネ化を図ります。

□ユニバーサル計画

- ・年齢、性別、障がいの有無などに関わらず安全に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した計画とします。
- ・だれもが利用しやすく、わかりやすい、シンプルな動線計画とします。
- ・授乳室や親子トイレ、ベビーカー置場などを設け、親子連れも利用しやすい計画とします。
- ・オストメイト対応の多目的トイレや車椅子使用者対応のエレベーターなどを整備します。
- ・車椅子使用者駐車場から玄関まで屋根を設け、車椅子を使用する方などが雨天時も利用しやすい計画とします。

■外構計画

□駐車場・駐輪場

- ・敷地南側に約 120 台の駐車場を、既存の東石川第4公園駐車場と一体で整備します。
- ・駐車場は入口と出口を分け、駐車場内は原則、一方通行となる計画とします。
- ・敷地西側（まちかど広場側）に約 80 台の駐輪場を整備します。
- ・駐車場と外周道路との間に、3.5 m 程度の広さの歩行者空間を整備できる計画とします。

□園路

- ・駐車場と図書館建屋の間に東西につながる通路を整備します。
- ・駐車場から公園ひろばを通り北側へ通り抜ける園路を整備します。
- ・野球グラウンドと図書館建屋の間に既存樹木の間を抜ける小道を新たに整備します。

□植栽

- ・公園の既存樹木（クス、ケヤキ、シラカシ、トウカエデ）を活かすとともに、常緑樹・落葉樹をバランスよく配置し、四季を感じられる植栽計画とします。
- ・ひたちなか市の気候・風土に適した樹種を、維持管理コストも考慮し、選定します。

□舗装

- ・広場や園路は歩きやすく、色合いや素材など周辺の景観に馴染む計画とします。
- ・駐車場は耐久性があり、透水性を確保できる舗装とします。

■工事費概算

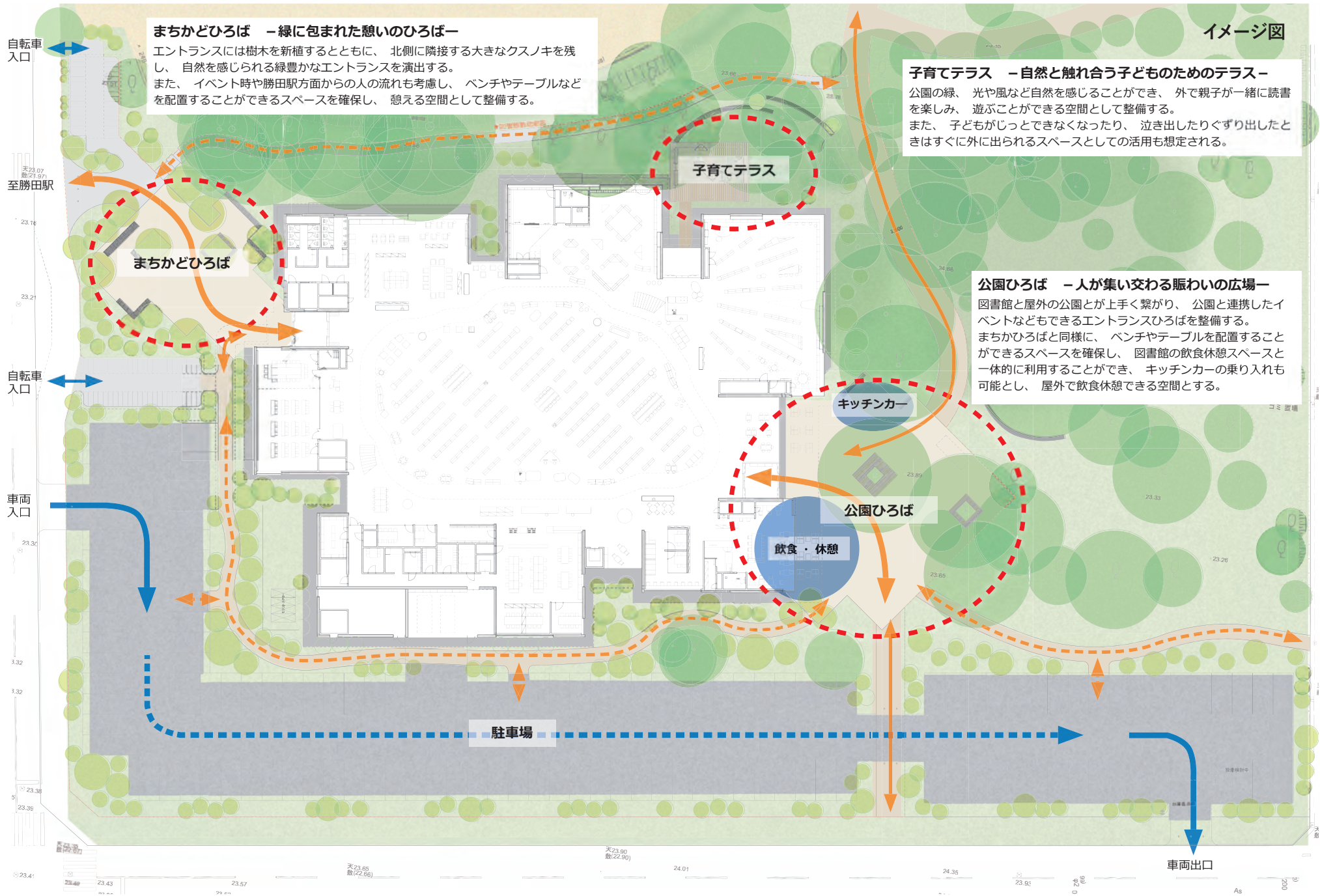
本 体 工 事 費	：4,174 百万円
外 構 工 事 費	： 356 百万円
合 計	： 4,530 百万円

本体工事費…建築、電気設備、機械設備、家具什器 等

外構工事費…駐車場、駐輪場、広場、園路等

※別途工事

- ・造成
- ・近隣対策
- ・各種インフラ引込負担金
- ・LAN 機器
- ・既存物移設
- ・消火器本体
- ・地中障害撤去
- ・土壌汚染調査および撤去
- ・OA 機器
- ・図書館システム（ICT 設備等）
- ・機械警備
- ・AED 本体 など



配置図 1/600

介護予防・日常生活支援総合事業の見直しについて

文教福祉委員会説明資料
令和7年6月23日(月)

保健福祉部高齢福祉課

保険給付と地域支援事業の違い

【保険給付】

- ・ 事業者 自由参入（指定）
- ・ 基準 国が決める
- ・ 単価 国が決める
- ・ 量 限度額内で利用者が決める
- ・ 財政 決算主義

【地域支援事業】

- ・ 事業者 直営、委託、補助
- ・ 基準 市町村が決める
- ・ 単価 市町村が決める
- ・ 量 市町村が決める
- ・ 財政 予算主義

今回の見直しを実施した経緯について

【介護予防・日常生活支援総合事業の目的】

地域支援事業の一つであり、平成27年度に、これから訪れる人生100年時代という、人と地域の多様性に対応するため、全国一律の介護予防ではなく、市町村が地域の実情に応じた多様なサービスや活動を生み出し、介護予防と選択可能な生活支援で、高齢者の自立した生活を支えることを目的として開始

【厚生労働省の見直しの経緯】

・事業開始から10年が経過した現在、既に多くの市町村で「急速なニーズの増大と担い手不足」が進行している状況の中、地域差はあるものの、全国的に総合事業の進捗が十分ではないとの国の分析がなされた

・国では、様々な検討会等において、要介護1・要介護2についても、地域支援事業に移行すべく、検討がされている



※昨年8月に厚生労働省が地域支援事業実施要綱を改正

各市町村は、総合事業のサービスの実態把握と整理を行い、充実化していくために早急に検討を開始し、集中的に取り組んでいく必要があることが示された

改正を受けて本市の再考

【本市の再考】

- ・本市として改めて、高齢者が元気で安心して暮らしていけるよう自立を支援し、必要な方に必要とされるサービスを適切に提供するため、どのような取組が必要かを再考した
- ・本市は、制度が開始された平成27年度より、「介護予防・日常生活支援総合事業」を県内で3番目に開始、介護保険従前相当サービスに当たる健康向上通所型サービスだけでなく、市独自のサービスである健康維持通所型サービスと短期集中通所型サービスを創設
- ・さらに、高齢者のフレイル予防のための体操教室として、「ときめき元気塾」や「シルバーリハビリ体操教室」等、通いの場についても体制を整備してきた
- ・健康向上通所型サービスの利用が**全体の86.9%を占めており、市独自のサービスがうまく活用されていない状況**である



このような経過を踏まえ、県内でも先行し、総合事業本来の目的に今一度立ち返り、総合事業の全体の活性化を図るため、見直しが必要と判断し、実施することとした

社会保障審議会介護保険部会「見直しに関する意見（平成16年7月30日）」

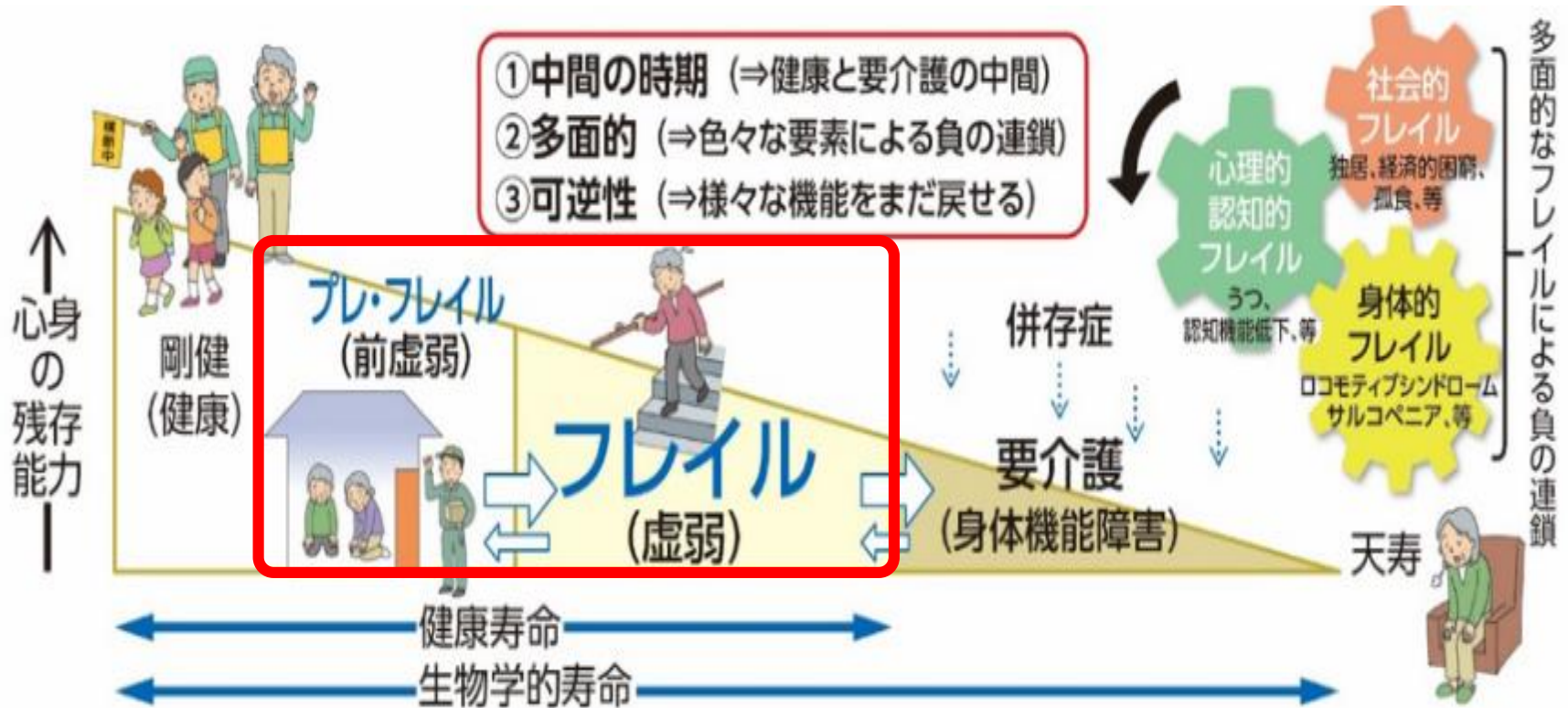
- ・ 介護保険制度本来の在り方から見れば、軽度者に対するサービスは利用者の要介護度の維持や改善につながることが期待されるが、実態としては、**軽度者の改善率は低く、予防効果を示していない**のではないかと
- ・ 「何でもしてあげるのが良い介護である」といった考え方が、**かえって本人の能力の実現を妨げ、いわゆる廃用症候群を引き起こしている**
- ・ 「**家事代行型の訪問介護サービスを利用し続けることにより、能力が次第に低下し、家事不能に陥る場合もある**」

要支援・要介護に至る原因

現在の要介護度	第1位		第2位		第3名	
	原因名	%	原因名	%	原因名	%
要支援者	関節疾患	19.3	高齢による衰弱	17.4	骨折・転倒	16.1
要支援1	高齢による衰弱	19.5	関節疾患	18.7	骨折・転倒	12.2
要支援2	関節疾患	19.8	骨折・転倒	19.6	高齢による衰弱	15.5
要介護者	認知症	23.6	脳血管疾患（脳卒中）	19.0	骨折・転倒	13.0
要介護1	認知症	26.4	脳血管疾患（脳卒中）	14.5	骨折・転倒	13.1
要介護2	認知症	23.6	脳血管疾患（脳卒中）	17.5	骨折・転倒	11.0
要介護3	認知症	25.3	脳血管疾患（脳卒中）	19.6	骨折・転倒	12.8
要介護4	脳血管疾患（脳卒中）	28.0	骨折・転倒	18.7	認知症	14.4
要介護5	脳血管疾患（脳卒中）	26.3	認知症	23.1	骨折・転倒	11.3

厚生労働省.2022（令和4）年国民生活基礎調査の概況. 2023, p23.

フレイルの特性



出典：飯島勝矢, “各論4トピックス1, 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
フレイル検診への期待”, 長寿科学振興財団, 2021.を一部改変 (服部真治氏資料)

要支援認定者の利用できるサービス区分の明確化

【サービスを利用する要支援認定者等は、状態により大きく2つに分かれる】

①終末期がんや、パーキンソン病、ALS等の進行性難病、認知症、精神疾患を罹患している方は、より専門的な関わりと専門職の支援が必要

⇒健康向上通所型サービスの利用

②要支援認定者の多くは、フレイル、すなわち虚弱・脆弱状態であり、このフレイルは適切な対策により、元の健康な状態に戻ることが可能であると言われており、日々の生活や行動を自己決定できる方々

利用者自身が日常生活における自立のための取組を総合的に学び、実践できるように支援すること、すなわち「自立支援」を実施していくことが重要

⇒健康維持通所型サービスや短期集中通所型サービスの利用

※今回の見直しでは、「より専門的な支援」と「自立支援」のそれぞれのサービスを、一人ひとりの状態に合わせ、適切かつ効果的に利用していただくため、利用できる要支援認定者等の区分を明確化した。

健康向上通所型サービスの利用状況と見直し後の利用について

【今回の見直しは令和7年7月を基準とし、7月以降に新規にサービスを利用する方が対象】

- ・健康向上通所型サービス利用者：令和7年3月末現在494名
- ・今回の見直しにより、令和6年度の新規利用者の実績が120名であり、そのうちの約半数、60名程度と見込んでいる。
- ・新規利用者に対しては、一人一人の状態を見ながら、その他の通所型サービスや訪問型サービス、また、一般介護予防事業の通いの場である、ときめき元気塾やシルバーリハビリ体操教室など必要なサービスの提案をしていくことになる。

【すでにサービスを利用している方】

- ・次回のプラン更新時期までは、サービスを継続利用できる。
- ・また、サービスの継続利用で現状を維持できている方は、プラン更新時のケアマネジャーのアセスメント結果に基づき、引き続き利用することも可能となっている。

通所型サービスの変更前後について

【変更前】

	健康向上通所型サービス (従前相当サービス)	健康維持通所型サービス (多様な主体によるサービス)	短期集中通所型サービス (短期集中予防サービス)
サービス内容	・通所介護相当の内容 生活機能訓練その他利用者の心身機能の維持向上に資する支援(入浴・排泄・食事等)を行う	・ミニデイ, 体操, レクリエーション等 ・施設の空きスペース, 出前方式の教室等で運営	・生活機能の向上を実現するための短期集中的な機能訓練等 * ADLやIADLの改善に向け, 個別性に応じたプログラムを行う
利用対象者	要支援1, 要支援2, 介護予防・生活支援サービス事業対象者		
対象者の状態像	・多様なサービスの利用が難しい健康管理等専門的支援要 ・専門的な生活機能向上支援 ・維持向上が見込まれる者 ・医療的な配慮が必要な者 ・送迎要 ・入浴介助等の身体介護要 ・移動等において常時見守りや一部介助要	・集団対応可 ・一部配慮要 ・送迎要 ・入浴不要(身体介護不要)	・特別な配慮は不要 ・一部配慮要 ・送迎要(適宜) ・歩行等に見守りや一部介助要(ADLの比較的自立した要支援者等)



【変更後】

	健康向上通所型サービス (従前相当サービス)	健康維持通所型サービス (多様な主体によるサービス)	短期集中通所型サービス (短期集中予防サービス)
利用対象者	要支援1, 要支援2	要支援1, 要支援2, 事業対象者	
対象者の状態像	変更なし	変更なし	変更なし
疾患例	・癌(終末期) ・進行性難病 ・認知症 ・精神疾患 等	・疾患による制限なし	・疾患による制限なし ※医師による運動動制限がない方

健康向上通所型サービスからの受け皿について

(1) 健康維持通所型サービス: 6か所の事業者が指定を受け実施

内容: 半日のミニデイサービスで体操やレクレーションを実施。

利用者: 約80名

定員増加の見通し: 各事業者への確認, 今後利用者を約2倍に増やすことが可能

※7月から新規指定する事業所が3か所。今後も随時相談は受けていく。

(2) 短期集中通所型サービス: 社会福祉協議会に委託し, 2か所で実施

内容: 利用者がリハビリ専門職の指導・面接のもと, 3か月間で利用者自身に合った生活改善プログラムを習得することを目的に実施。

運動だけではなく, 栄養指導や口腔機能訓練など, 包括的なプログラムを実施。

利用者: 約70名

定員増加の見通し: 今後3割増やしていく予定である。

(3) 一般介護予防教室(通いの場)

①元気サポート教室高場・金上(社協が2か所で実施・送迎あり)

②ときめき元気塾: 37か所(自治会ごとにサポーターが実施)

③シルバーリハビリ体操教室: 54か所(コミセン等でシルバーリハビリ指導士が実施)

事業所等への事前説明について

※サービス事業者・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・市関係課を対象
3回実施

第1回目：令和7年3月25日に講演会を開催 出席人数：74名 配信再生：150回

演題：「地域支援事業実施要綱と総合事業ガイドラインの改正のポイント」

講師：(株)日本能率協会総合研究所 服部真治主幹研究員

内容：要綱改正の背景や、今後、市町村が総合事業にどのように取り組むべきか

※当日参加できなかった事業者に対しましても、ユーチューブでの動画配信を実施

第2回目：令和7年5月23日に第1回目説明会を実施 出席人数：224名 配信再生：260回

内容：具体的な見直し内容に係る説明

※この説明会も前回同様、ユーチューブでの動画配信を実施

※後日、関係者からの質問に対する回答を集約し、参加した関係者全てに周知

第3回目：令和7年6月16日に第2回目説明会を実施 出席人数：120名

内容：再度見直し内容説明と前回の説明会で多かった質問への回答、再度質疑応答

※6/20よりユーチューブでの動画配信を実施

※今回の質問に対する回答も集約し、参加した関係者全てに周知

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要①）

- ・2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。
また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- ・こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- ・総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

85歳以上人口の増加

※ 85歳以上になると要介護認定率は上昇

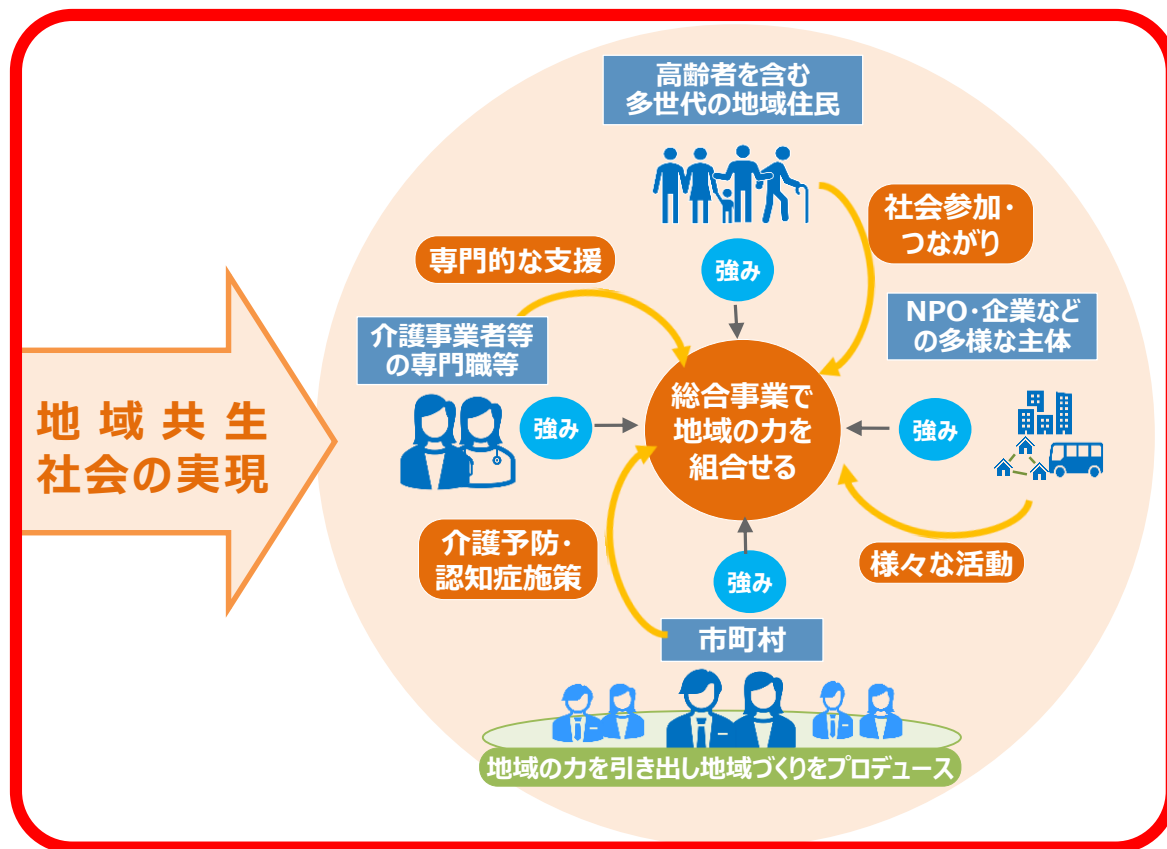
現役世代の減少

※ 専門人材等の担い手不足が進行



地域で暮らす人やそこにあるものは
地域によって様々

地域共生 社会の実現



令和7年6月25日

ひたちなか市議会

議長 薄 井 宏 安 殿

文教福祉委員会

委員長 清 水 健 司

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- （1）福祉行政について
- （2）教育行政について